

障がい者優先調達 NEWS

「そのお仕事、障がい者就労施設に発注できませんか？」

VOL.33 ~令和2年度春号~

令和 2年 5月 27日発行

長野県 健康福祉部 障がい者支援課

TEL:026-235-7105(直通)

FAX:026-234-2369

E-MAIL:fuku-jiritsu@pref.nagano.lg.jp

■ 令和2年度の長野県の調達目標額は 3,800 万円！

令和2年度における長野県の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針では、その調達目標額を 3,800 万円としています。これは、直近3年間の年間調達実績の平均額の110%超として算定したのですが、平成25年度から平成30年度までの調達実績を踏まえて、これまでの調達実績の最高額である平成27年度の36,907,151円を上回るように設定しています。(※1)

各所属においては、「令和2年度障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る実施要領」第3第1号により、5月11日までに行動指針を作成し、5月25日(月)までに指定フォルダに保存していただくことになっております。まだ、保存していない所属におかれましては、至急ご対応くださいますようお願いいたします。

今年度も様々な物品の購入や印刷物、クリーニング、清掃等の役務の発注先として、ぜひ障がい者就労施設等を検討していただきますようお願いいたします。

詳しくは、障がい者支援課または長野県セルフセンター協議会ホームページをご覧ください。ご不明な点がありましたら、障がい者支援課自立支援係までご連絡ください。(連絡先後記)

また、令和元年度の年間調達実績についても、現在調査を依頼しております。指定された様式により6月12日(金)までに指定のフォルダに保存していただきますようにご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症と障がい者就労施設（就労継続支援B型事業所の場合）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障がい者就労施設が影響を受けました。公共施設の休業による清掃業務の休止、観光土産品の箱折り作業の休止、製造業の受託作業の減少などにより、障がい者就労施設の生産活動に係る事業収入が減少しました。

障がい者就労施設では、障がい者が生産活動を通して（就労して）得られる工賃は平成30年度に県平均月額として16,130円でした。平成18年度は10,548円でしたので、工賃は着実に上昇してきていますが、まだまだ平成18年度の約2倍の22,000円には届かない状況です。障がい者就労施設を利用する障がい者の収入は障害年金（2級）と合わせても約81,000円で、10万円に満たない状況です。

県内の経済状況が低迷している中で、雇用調整助成金を活用し、従業員へ休業手当を支給している企業もあります。しかし、障がい者就労施設は、利用する障がい者と雇用契約を締結していないため、雇用調整助成金の対象にならず、休業手当を支給できません。

このような、障がい者就労施設を取り巻く情勢を御理解いただき、障がい者就労施設への優先調達の取組に御協力をお願いいたします。

※1 平成25年度からの年度調達実績額は下表のとおりですが、平成26年6月に1,000万円規模の受注実績を有する特例子会社が指定を外れたことに伴い、当該特例子会社の実績額を控除した実績額を算定したところ、調達実績額の最高額は平成27年度の36,907,151円になったものです。

表 年度調達実績額の推移

(単位：円)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度調達実績	42,018,038	37,099,471	36,097,151	34,842,271	31,768,536	35,670,873
特例子会社Aの調達実績	20,569,382	11,445,565				
年度実績（調整後）	21,448,656	25,653,906	36,097,151	34,842,271	31,768,536	35,670,873

そのお仕事、障がい者就労施設へお任せください！

★最近の取組事例をご紹介します。

◎ 物品の購入

- ・トイレットペーパーの発注が増えています。

◎ 除草や修繕業務

- ・敷地の除草や床のタイル修繕などを発注しています。

☆ 単独の障がい者就労施設では対応できない多量な郵便物の封入封緘作業なども、複数の施設が共同で受注しています。このような共同受注の窓口が長野県セルフセンター協議会になります。

☆ 県費での物品を購入することや役務の提供を受けること以外にも、私費による物品の購入にもご協力いただいております。優先調達推進法の実績に計上されませんが、障がい者就労施設を利用する障がい者の工賃向上につながりますので、御協力をお願いします。

◎ 今後、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、障がい者就労施設が休業する場合がありますので、物品や役務を発注する前に、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

※ 「こんな仕事を障がい者就労施設に頼めないか」とお考えいただいた場合には、障がい者支援課自立支援係の担当者か、長野県セルフセンター協議会に、是非お問い合わせ願います。可能な限り対応させていただきます。

連絡先 障がい者支援課自立支援係
防災無線：8-231-2404

直通電話：026-235-7105

メールアドレス：fuku-jiritsu@pref.nagano.lg.jp

長野県セルフセンター協議会 電 話：026-291-8280

メールアドレス：nselp@ebony.plala.or.jp

ホームページ：http://www.n-selp.jp/

(障がい者就労施設の物品・サービスの検索ができます)